

本会議での議案の討論

●議案第39号 湖南市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

松井圭子議員

使用料の値上げをして利用者が減ってしまえば、自治法244条の公の施設が果たすべき住民の福祉増進という目的から大きく後退する。値上げで稼働率が下がれば、統廃合に繋がる。この情勢の下での値上げは行うべきでないと考え反対する。

反対

●議案第43号 湖南市湖國十二坊の森条例の一部を改正する条例の制定について

川波忠臣議員

本条例の3条で、(1)住民の健康保持増進(2)住民の交流(3)地域文化の振興に関すること等の業務を行うと定められており、受益者負担と称して利用者の負担を増やすと業務の達成に支障をきたすため、反対する。

反対

柴田栄一議員

今回の利用料改定条例案が、老朽化の進んだ十二坊温泉ゆららの安心で快適、そして健全な運営だけでなく、今以上にサービスや魅力の向上につながり、結果的に市民が誇れる施設になると考え、賛成する。

賛成

●議案第53号 令和3年度湖南市一般会計歳入歳出決算の認定について

川波忠臣議員

保育士の業務量が多く、処遇改善や配置基準の引き上げを国に要望するべき。教員や市の職員も同様に労働環境の改善が必要。道路の管理が不十分で事故が発生し、対応が後手に回っている。こうした現状から、反対する。

反対

藤川みゆき議員

主要事業や中学生以下の医療費無料化の具現化と同時に積極的な基金の確保を行い、将来負担率15・2%の良好な数字を捻出、ワクチン接種事業が円滑に行われたことから予算執行が適切にされたと考え、認定に賛成する。

賛成

●議案第54号 令和3年度湖南市民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

松井圭子議員

他の社会保険と比べて、所得に対して保険料が高く、子どもの均等割もある。市独自の軽減策が必要。一兆円規模の国費を投入し保険料を引き下げるべき。安心して医療にかかることができない状況であるため反対する。

反対

●議案第57号 令和3年度湖南市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

松井圭子議員

コロナ禍で市民の生活が大変な中、介護保険料が値上げされた。特別養護老人ホームの待機者274人、地域密着型特別養護老人ホームの待機者261人、合計535人。仮に3カ所に申し込んでも実数178人が入所待機になるため反対する。

反対

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家との癒着・政治の歪みを質すため徹底追及することを求める意見書

安倍元首相の銃撃事件を機に世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家とのただならぬ関係、政治を歪める動きが大きな社会問題になっている。

旧統一教会といえば、先祖の崇りがあるなどと称して高額な壺や印鑑を売る霊感商法や違法伝道などで、多くの被害を生みだし社会的にも糾弾されている反社会的組織・カルト集団である。いまま霊感商法による被害は続いているだけに新たな被害を生みださないための徹底的な対策が必要である。

あわせていま問題になっているのは、政治家と旧統一教会との関係である。旧統一教会の関連団体が主催する行事に参加したり、祝電メッセージを送ったり、選挙運動にも関わりがあったことなどが問題視されている。岸田改造内閣の閣僚・副大臣・政務官にも旧統一教会と接点があった人が多数就任している。政治家が反社会的組織・カルト集団と関係をもつことは、それを容認することに繋がる。直ちに過去の問題を明らかにするとともに、今後一切の関係を断つことを求める。また旧統一教会の名称変更をめぐる疑惑もあり、徹底説明が必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月12日

提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣

賛成少数で否決

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部改正にかかる意見書

平成15年、食品の安全性の確保のための措置を講じるため「国民の健康の保護が最も重要」という基本理念を定めた食品安全基本法が成立しました。もとより、食の安全は私たちの生活にとって未来永劫続く最重要課題であります。今回改正を予定されている標記県条例は、遡るところ他府県に先駆けて食の安全を確保するため昭和48年に制定された滋賀県ふぐ調理師条例を根幹とするものであります。その後、平成4年にフグの毒による事故を防ぐため、滋賀県ふぐ調理師条例によるフグ調理師の資格制度に加えて、適正な施設でフグの取り扱いが行われるよう施設の届け出制度や業者の義務を新たに設けるなどの改正を行い、条例の名称も滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例へより安全性を確保すべく改善されたものと承知しています。

ところが、検討されています現行条例の改正内容は、食品衛生法改正で「ふぐを処理する者」が規定され、その「ふぐ処理者の認定基準」の試験の範囲が学科、実技ともに食の安全項目にかかるものとした国のガイドラインによって、これまで滋賀県で行ってきた実技試験の調理項目を、単純に不要との視点での改正案となっています。

そもそも、滋賀県の条例はフグを食用に供するために、処理し、加工し、調理するという消費者が口にするまでの一貫したフグの取り扱いを定めた条例であって、国のガイドラインの示す「フグの処理」だけではありません。加えて言うならば現行条例の中の「ふぐ調理師」と、ガイドラインでの「フグの処理者」はまったく別の資格であります。

今回の改正案は、「ふぐ調理師」を無くすことになり、消費者の口に入る直前の食の安全を守ることを県が放棄するものと言わざるをえません。

そこで、今回のガイドラインの取り扱いについては、これまで食の安全として培ってきた県の現行のフグ調理師制度を残したうえで、国のガイドラインに沿ったフグの処理者認定制度を加えて設ける改正とすることで、全国に先駆けて制定された滋賀県条例の当初の目的を保持するとともに、新たなフグの需要に応えるフグ処理者制度が推進できるものであります。あくまで消費者の立場にたった安全をより確保する改正となるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月12日

提出先：滋賀県知事

中土議員から賛成討論がありました。

全会一致で可決

特別支援学校の分離新設を含む、教育環境改善を求める意見書

滋賀県における特別支援学校の在籍者数は、県教育委員会の推計を大きく上回って、年々増加しており、特別支援学校の教室不足が近年、深刻かつ緊急を要する問題となっている。この問題は、全国においても同様で、文部科学省が昨年度実施した「公立特別支援学校における教室不足調査」の結果によると、滋賀県では特別教室（理科室、音楽室など）を転用した（45室）、教室を間仕切りで対応（15室）など、一時的な対応を行っており、その教室数の合計は74室です。そのうち、授業の実施に支障が生じており今後整備が必要な教室数は40室、さらに新たに整備が必要な教室数は27室、不足教室数合計は67室にものぼります。滋賀県教育委員会は昨年3月に「特別支援学校の教室不足の解消に向けた集中取組計画」を策定しました。しかし、不足67室のうち、2024年度までに解消が計画されている16室にとどまり、残り51室は不足のままとなります。

また、児童生徒の増加に伴い教職員を増員したため、草津養護学校、野洲養護学校に続いて、三雲養護学校においても、給食の配食数が限界に達し、教職員の給食が提供できない状況となりました。食育の観点からも児童生徒と教職員が同じ食事ができるよう改善が必要です。また、教職員駐車場が不足して三雲養護学校のグラウンドを代替駐車場として使用しているため、休み時間に遊んだり体育の授業でグラウンドを使用したりすることが困難な状況となっています。さらに、スクールバスの長時間乗車、スクールバスが離合できない道幅、教職員駐車場の狭隘化、災害時の避難行動の困難さ、施設の老朽化など根本的な環境改善が望まれます。

よって、滋賀県及び滋賀県教育委員会においては、特別支援学校のさらなる教育環境の改善を図るとともに、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」などの趣旨に基づき、合理的配慮がより適正にされるよう、分離新設を含めた環境整備を早急に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月12日

提出先：滋賀県知事、滋賀県教育委員会教育長

松井議員から賛成討論がありました。

望月議員から反対討論がありました。

賛成少数で否決